

## 4 アイスランド

### (1) 商標法の動向等

- 1) アイスランドでは、1997年4月15日からマドリッド協定議定書が発効している。アイスランドは、マドリッド協定には加盟していない。
- 2) 現行アイスランド商標法（以下「商標法」という。）は、1997年6月1日に施行され、最新の改正は2008年である。現行アイスランド商標規則（以下「商標規則」という。）も、1997年6月1日に施行され、最新の改正は2004年である。国際登録については、商標法「第8章 商標の国際登録」及び商標規則25条から33条が設けられ、国際登録に関する特則が定められている。他に、団体商標について特則を定めた特別法（以下「団体商標法」という。）が2002年12月18日に施行され、手数料に関する規則（以下「手数料規則」という。）には、2008年3月1日施行の規則がある。商標法、商標規則等は、世界知的所有権機構（WIPO）ホームページ<sup>131</sup>（英語）で閲覧可能である。

### (2) 商標の定義

- 1) 「商標」として保護することができるのは、ある事業者の商品や役務を他の事業者の商品や役務と識別できるあらゆる種類の視覚的な標章をいい、たとえば次のようなものが含まれる（商標法2条）。
  - (a) スローガン、個人名、企業及び不動産の名称等を含む言葉及び言葉の組合せ
  - (b) 文字及び数字
  - (c) 図案及び絵画
  - (d) 商品の外観、形状又は包装

---

<sup>131</sup> WIPO ホームページ→RESOURCES→WIPO LEX → Iceland

商標法Laws → Main IP Laws: enacted by the Legislature (Date of current version) → Trademark Act No.45/1997(consolidated as of 2009) 2009  
[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=223690](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=223690)

商標規則 Implementing Rules/Regulations → Intellectual Property (Date of Current Version) → Regulation on the registration of trade marks, etc. No. 310/1997 as subsequently amended, cf. Reg. No. 528/2004  
[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=190445](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=190445)

団体商標Laws → Main IP Laws: enacted by the Legislature (Date of current version) → Act No. 155/2002 on Collective Marks  
[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=190867](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=190867)

手数料規則（アイスランド語から自動翻訳） Implementing Rules/Regulations → Intellectual Property (Date of Current Version) → Regulation of fees for Patents, Trademarks, Designs, etc, (2007) [http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=191002](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=191002)

ただし、商品それ自体が必要とする形状、すなわち、技術的目的から必要な形状又は何らかの方法で商品の特定以外の目的を有する形状のみからなる標章は登録されない（同上）。

- 2) 商標権は、商標法の規定に従い指定商品及び役務について登録されることにより、又はアイスランド国内において商品又は役務に商標が使用されることにより成立する（商標法 3 条）。ただし、商標法に定める要件を備えていないとみなされる商標については、たとえ使用されても、商標権が成立することはない（同上）。

もっとも、使用開始時には商標法に定める識別性の要件を備えていない商標であっても、使用を通じて識別性を獲得すれば商標権が成立する（同上）。

- 3) 「団体商標」とは、次のいずれかをいう（団体商標法 1 条）。
- (a) 協会又は組合が、その協会員や組合員が事業活動において商品や役務に利用する共通の特別の標章について取得する専用権
  - (b) 商品又は役務の規格を制定し又は指導している政府機関、団体、協会又は組合が、当該制定し又は指導している規格が適用される商品又は役務に使用し、又は使用を許諾する標章について取得する専用権

団体商標については、出願に基づき商標登録簿に登録される（団体商標法 4 条）。団体商標法に規定がない事項については、商標法が適用される（団体商標法 2 条）。

商品又は役務の原産地を示す標章や表示は、団体商標になりえるが、第三者が公正な慣行に従って事業に当該表示や標章を使用することを禁止することはできない（団体商標法 3 条）。

### (3) 方式要件

国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日、優先権主張を伴う場合は、優先日）から、国内の登録商標と同一の効力を有し、国際登録の領域指定については、商標法が準用される<sup>132</sup>（商標法 59 条）。

国際登録の領域指定が国際事務局から通知された場合、アイスランド特許庁は、登録可能かどうかについての審査を行う（商標法 51 条）。

国際登録の領域指定における方式要件についての特別の規定は設けられていないし、国内出願についても特段の要求は見られない（商標規則 2 条）。出願書類（MM2）の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

---

<sup>132</sup> 商標法 59 条から 62 条までは、国際登録の効力等に関する通則規定を定めている。

## 出願書類（MM2）の記載

### (1)出願人

特段の規定はない。したがって、アイスランドについては、MM2第2欄(f)の記載をしなくとも、拒絶されるおそれはないと考えられる。

### (2)マーク

商標の定義は、(2) 1)記載のとおりである。

なお、国内登録商標の場合には、登録後、全体的な印象に影響を与えない範囲において商標の些細な変更を申請することができる<sup>133</sup>（商標法 24 条）が、国際登録の場合には難しいと思われる。

### (3)標準文字制度

国内出願では、通常使用される書体の文字商標以外の商標にのみ、商標見本の添付が要求されている（商標規則 2 条 1 号）。標準文字制度と考えられる。

日本語の漢字・片仮名・平仮名のマークについては、文字商標ではなく、図形商標とみなされると考えられる。日本語のみからなる商標であるという事由では暫定拒絶とはならない<sup>134</sup>が他方、読みの音についての保護を求める場合には、別に文字商標の出願をすることが望ましいと考えられる。

### (4)色彩に係る主張

特段の規定はない。

### (5)標章音訳

特段の規定はない。ただし、ラテン文字以外の文字からなる商標についてはマドリッド共通規則<sup>135</sup>に従って必ずMM2の第9(a)欄に記載しなければならない。

### (6)標章の翻訳

特段の規定はない。日本語からなる商標について翻訳を記載していなくても暫定拒絶は出ていない<sup>136</sup>。

### (7)商標が意味を持たない造語を含む場合

特段の規定はない。

### (8)立体商標

国内出願では、立体商標である旨の記載が要求されているので、MM2の第9(d)欄の **three dimensional mark** にチェックしておく必要がある（商標規則 2 条）。

### (9)団体商標

<sup>133</sup> 申請には手数料 2500 クローネの支払いが必要であり、変更後の商標は国内登録簿に登録され、特許公報に公告される（商標法 24 条）。

<sup>134</sup> 国際登録番号 840785 「一番搾り」データベース ROMARIN の書誌画面では **No verbal element found** と表示される。アイスランドでは、暫定的拒絶の通報が発行されることなく登録されている。

<sup>135</sup> 第9規則(4)(a)(xii)

<sup>136</sup> 注4と同じ。

アイスランド特許庁から通知を受けた後 4 カ月以内に、当該団体商標の使用に関する規則をアイスランド特許庁に直接送付しなければならない<sup>137</sup>。当該規則には、特に、(a) 団体商標の使用許諾を受けられる者とその条件、(b) 団体商標の不正な使用により生じる結果、(c) 団体商標の所有者が不正な使用者に対して有する権利、が規定されていなければならない（団体商標法 4 条）。

(10) 標章の記述(説明)

特段の規定はない。

(11) 標章の称呼

特段の規定はない。

(12) ディスクレーム制度

特段の規定はない。

ただし、登録された商標のうち、独立して登録を受けられない要素については商標の保護は及ばない。商標権の範囲について疑義を生じるときは、登録時に特定の要素が保護対象から排除される（商標法 15 条）。

(13) 商品及び役務

ニース分類のすべての類の表題（headings）を受け付ける<sup>138</sup>。ただし、商品又は役務を特定しないで特定の区分全体を指定することは認められない（商標法 16 条）。

(14) 使用の意志の宣言

使用の意思の宣言書の提出を求める共通規則 7 条(2)に基づく宣言はしていないので、不要である<sup>139</sup>。

(15) その他

国内出願の場合において、外国人の出願が本国における出願に基づくものである場合には、本国官庁の証明書を要求する場合があるとされている（商標規則 2 条 5）が、国際登録は、基礎出願又は基礎登録に基づくものであることは本国官庁により証明されており、国際登録の領域指定について要求されることはないと考えられる。

パリ条約に基づく優先権を主張する場合には、出願書類に優先権主張をする旨及び優先権を主張の根拠となる最初の出願日と出願番号を記載することが要求され、アイスランド特許庁が所定の期間内に当該情報の有効性の証明を求めることがある

---

<sup>137</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Iceland→Miscellaneous  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/is.html?part=misc>

<sup>138</sup> 同上。

<sup>139</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations  
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

とされているが、国際登録の領域指定については、議定書 4 条 2 項<sup>140</sup>に基づき、証明書類の提出は不要と考えられ、国際出願 MM2 「6 PRIORITY CLAIMED」の記載でよいと考えられる。

---

<sup>140</sup> 議定書 4 条 2 項「すべての国際登録について、その名義人は、工業所有権の保護に関するパリ条約第 4 条 D に定める手続に従うことを要することなく、同条に定める優先権を有する。」

パリ条約第 4 条 D

「(1) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。各同盟国は、遅くともいつまでにその申立てをしなければならないかを定める。

(2) (1) の日付及び国名は、権限のある官庁が発行する刊行物(特に特許及びその明細書に関するもの)に掲載する。

(3) 同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む。)の謄本の提出を要求することができる。最初の出願を受理した主管庁が認証した謄本は、いかなる公証をも必要とせず、また、いかなる場合にも、後に出願の日から 3 箇月の期間内においてはいつでも、無料で提出することができる。その謄本には、その主管庁が交付する出願の日付を証明する書面及び訳文を添付するよう要求することができる。

(4) 出願の際には、優先権の申立てについて他の手続を要求することができない。各同盟国は、この条に定める手続がされなかった場合の効果を定める。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする。

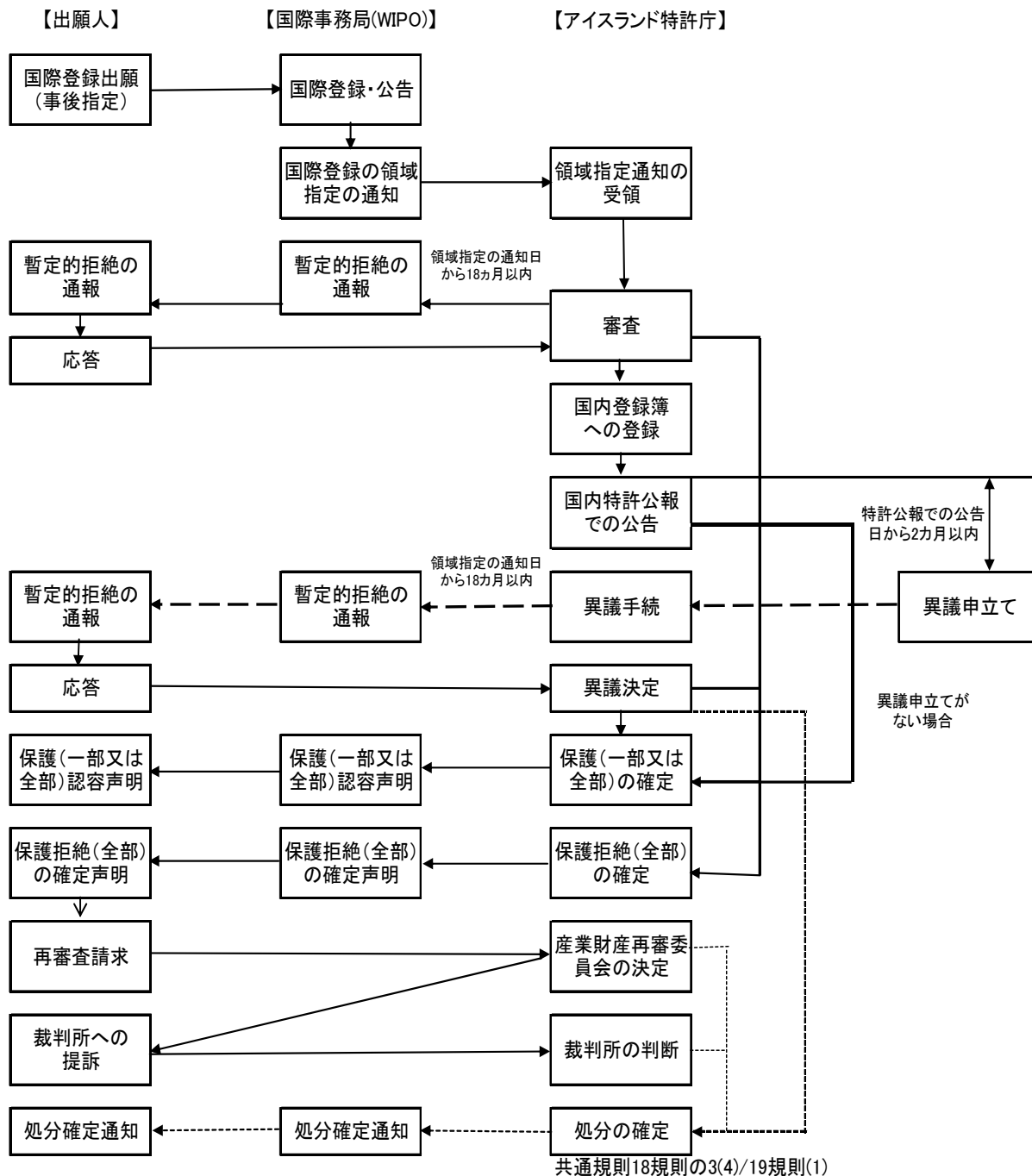
(5) 出願の後においては、他の証拠書類を要求することができる。

最初の出願に基づいて優先権を主張する者は、その最初の出願の番号を明示するものとし、その番号は、(2)に定める方法で公表される。

#### (4) 審査

##### ① 実体審査の概略

実体審査の概略の流れは次のとおりである。



- 1) 国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日、優先権主張を伴う場合は、優先日）から、国内の登録商標と同一の効力を有し、国際登録の領域指定については、商標法が準用される（商標法

59条)。

- 2) アイスランド特許庁は、国際登録の領域指定の通知を受領した場合には、その登録可能性について絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の有無を審査する(商標法 51 条)。個別手数料が国際事務局に支払われなければならない(商標法 51 条、商標規則 30 条)<sup>141</sup>。
- 3) アイスランド特許庁は、国際登録の領域指定にかかる商標がアイスランドでは登録できないと判断した場合には、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する。(商標法 52 条 1 段落、マドリッド協定議定書 5 条(1))。当該通報は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(マドリッド協定議定書 5 条(3))。国際登録の名義人は、アイスランドに居住する代理人を通じて、暫定的拒絶の通報に対して意見書を提出し、再審査するよう要請することができる(商標法 52 条 1 段落)。国際事務局への暫定的拒絶の通報の送付は、アイスランド特許庁が、国際登録の領域指定の通知を受領した日から 18 カ月以内に行なわれる<sup>142</sup>(商標法 52 条 1 段落)。
- 4) 国際登録の領域指定について、アイスランドにおいて保護が拒絶されるべき理由がないと判断したときは、特許公報に公告される。公告には、国際登録の国際登録日が記載される(商標法 52 条 2 段落)。また、国内登録簿に保護を請求されている商品又は役務が登録される(商標規則 31 条 3 段落)。
- 5) 国際登録の領域指定が特許公報に公告された日から 2 カ月以内に、アイスランドにおける国際登録の領域指定の保護について、異議申立てができる(商標法 53 条 1 段落)。異議申立てには、理由を付さなければならない(同上)。異議申立てがあったときは、アイスランド特許庁は、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する<sup>143</sup>(商標法 53 条 2 段落)。
- 6) 国際事務局が国際登録の領域指定をアイスランド特許庁に通知した日から 18 カ月以内に暫定的拒絶の通報が送付されなかった場合<sup>144</sup>には、当該国際登録の領域指定

---

<sup>141</sup> 2012 年 1 月 31 日現在の個別手数料の額は、最初の 1 区分まで 180 スイスフラン、追加 1 区分毎に 41 スイスフランである。団体商標の場合も同額である。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→Fees/Fee Calculator→Individual Fees under the Madrid Protocol

[http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/ind\\_taxes.html](http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/ind_taxes.html)

<sup>142</sup> アイスランドは、暫定的拒絶の通報の送付期間を国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月とするマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言をしているが、当該 18 カ月経過後に異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報の送付が認められるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言はしていない。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations

<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

<sup>143</sup> 国際登録番号 1066094 「007」参照。

<sup>144</sup> アイスランドは、暫定的拒絶の通報の送付期間を国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月とするマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言をしているが、当該 18 カ月経過後に異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報の送付が認められるマドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の

は、アイスランドにおいて保護されるとみなされる(マドリッド協定議定書 5 条(5))。当該期間内において、審査官の審査が拒絶理由を発見することなく終了し、異議申立てがないまま異議申立期間が経過したときは、アイスランド特許庁は、速やかに、国際事務局に、当該国際登録の領域指定に保護が与えられる旨の通知を送付する<sup>145</sup> (共通規則 18 規則の 3(1))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 18 規則の 3(5))。

- 7) 暫定的拒絶の通報に対して応答するためには、アイスランド特許庁が国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付した日から 4 カ月以内に現地代理人を選任しなければならない<sup>146</sup> (商標法 52 条、35 条)。アイスランド特許庁の審査に基づく場合も、異議申立てに基づく場合も同じである<sup>147</sup>。

アイスランド特許庁の審査に基づく暫定的拒絶の通報について当該期間内に再審査の申立てがない場合には、国際登録の名義人は国際事務局を経由して国際登録の領域指定の一部の保護又は全部の最終的拒絶の通報を受領することとなる(共通規則 18 規則の 3(2),(3))。当該最終的拒絶については、産業財産再審委員会 (Board of Appeal for Industrial Property) に上訴することができる(商標法 63 条)<sup>148</sup>。

異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報については、国際登録の名義人の応答の有無にかかわらず、異議決定が下される(商標法 53 条)。異議決定については上訴が可能である<sup>149</sup> (商標法 63 条)。

- 8) アイスランド特許庁の審査結果に基づく暫定的拒絶の通報に対して再審査を請求した後、アイスランド特許庁の最終判断が下され、又は異議決定の結果、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定し、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、アイスランド特許庁は、その旨国際事務局に通知する(共通規則 18 規則の 3(2)、(3))。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される(共通規則 18 規則の 3(5))。

---

宣言はしていない。WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations  
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

<sup>145</sup> 国際登録番号 1040925 「SHACHIHATA」参照。暫定的拒絶の通報が出された場合について、国際登録番号 1012020 「F」参照。アイスランドは、共通規則 18 規則の 2(1)に基づく異議申立を留保した保護声明は送付していない。

<sup>146</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Iceland→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/is.html?part=designated>

なお、ホームページ上は延長可能となっているが、(5) ①3)暫定的拒絶の通報の例には期間の延長についての記載はない。

<sup>147</sup> 国際登録番号 1066094 「007」参照。

<sup>148</sup> (5) ①3)暫定的拒絶の通報の例 参照。

<sup>149</sup> 国際登録番号 1066094 「007」参照。



## ② 審査内容

アイスランド特許庁は、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由について審査を行う<sup>150</sup>（商標法 13 条、14 条、19 条）。

## ③ 暫定的拒絶通報の期間

アイスランド特許庁は、国際登録の領域指定の通知の日から 18 カ月以内に国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（マドリッド協定議定書 5 条(2)(b)）。

アイスランドは、暫定的拒絶の通報の期間について、国際登録の領域指定を通知した日から 18 ヶ月以内に延長するマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言を行なっているが、当該期間経過後に異議申立ての可能性がある場合にはその旨通知することができる同 5 条(2)(c)の宣言は行っていない<sup>151</sup>。

## ④ 絶対的拒絶理由の内容

1) 商標は、商標所有者の商品又は役務を他人の商品又は役務と識別できるものでなければならない（商標法 13 条）。

(a) 製品の種類、状態、品質、用途、価格、原産地又は製造時期のみ又はそれらの些細な変更や追加のみからなる標章は十分な識別性を有するとはみなされない（同上）。

(b) 取引において通常用いられるまたは日常会話で使用される図形や言葉の組合せも十分な識別性を有するとはみなされない（同上）。

十分な識別性を有するかどうかは、あらゆる状況、特にどれくらい長期間、かつどれくらい広汎に標章が使用されていたか、を考慮して決定される（同上）。

2) 国家の紋章、公式の国際的徽章、アイスランドの地方自治体、公式の検査又は品質の記章、これらの紋章、徽章や記章と混同を生じるおそれのある他の機関を示す特別の名称を正当な権限なく含めている標章は、登録されない（商標法 14 条 1 号）。

ただし、公式の検査又は品質の記章については、これらが用いられている物と同一又は類似の商品についてのみ、登録が禁止される（同上）。

3) 商標が、たとえば製品の種類、状態又は原産地について混同を生ずる場合は登録されない（商標法 14 条 2 号）。

4) 商標が法令又は公序良俗に違反し、又は犯罪を引き起こすおそれがある場合は登録

---

<sup>150</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Iceland→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/is.html?part=designated>

<sup>151</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations  
<http://www.wipo.int/madrid/en/madridgazette/remarks/declarations.html>

されない（商標法 14 条 3 号）。

- 5) ぶどう酒又は蒸留酒の地理的名称を暗示するぶどう酒又は蒸留酒の商標は、その製品が問題の地理的場所を原産地とするものでない限り登録されない（商標法 14 条末文）。

⑤ 相対的拒絶理由の内容

次の標章は登録されない。ただし、先の登録商標の所有者又は他の権利者の同意がある場合には、登録される（商標法 14 条 2 段落）。

- 1) 現在の取引活動の名称又は他人の氏名又は肖像と判断されるものを含む標章（商標法 14 条 4 号）。ただし、死後相当の期間が経過した個人の場合又は標章が不動産の識別性のある名称又は絵図を含む場合はこの限りでない（同上）。
- 2) 標章が保護される文学的又は美術的著作物の識別性のある名称と解釈されるものを含んでいる場合又は他人のこれらの著作物の著作権又は他の知的財産権を侵害する場合（商標法 14 条 5 項）。
- 3) アイスランドで登録されている商標又は国際登録の領域指定の時ににおいて、アイスランド国内で使用されており、かつ審査時においても使用されている商標との混同を生じる標章（商標法 14 条 6 項）。
- 4) 国際登録の領域指定の時ににおいて、アイスランド国内で広く知られている（well known）と考えられる商標と混同を生じる標章（商標法 14 条 7 項）。
- 5) 国際登録の領域指定の時ににおいて、アイスランド国内で有効な国際登録と混同を生じる標章（商標法 14 条 8 項）。

(5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

- ① 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶/一部拒絶の取扱い
  - 1) アイスランドからの国際登録出願は英語による<sup>152</sup>こととされており、暫定的拒絶の通報も英語でなされている。
  - 2) 暫定的拒絶の通報には、全部拒絶と一部拒絶<sup>153</sup>とがある。少なくとも、異議手続においては、指定商品及び役務の一部についての登録拒絶又は取消しが認められている（商標法 22 条 4 段落）。
  - 3) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

---

<sup>152</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Iceland→As Office of Origin  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/is.html?part=origin>

<sup>153</sup> 国際登録 No.1066094 アイスランド特許庁からの暫定的拒絶の通報参照



アイスランド特許庁の表示

The International Bureau, WIPO  
34, chemin des Colombettes  
1211 Geneva 20  
Switzerland

宛先の表示 : WIPO

Reykjavik 16.9.2011

拒絶通知日

Our ref.: 08.004.004 VU2106/2011  
Your ref.: [ ]

特許庁文書番号  
国際登録番号

**Regarding: Notification of an ex officio provisional refusal according to Article 5 and Rule 17(2).**

議定書 5 条、規則 17(2)に基  
づく暫定拒絶通知である旨  
の表示

The Icelandic Patent Office declares that international registration No. [ ],  
[ ], is subject to invalidation in Iceland.

国際登録番号、商標名の表示

The holder of the international registration is [ ]  
[ ]

国際登録出願名義人の名称、  
住所の表示

The ground for the refusal is that the international registration is confusingly similar to  
registered mark [ ], Icelandic registration No. 805/2009. The  
mark is registered for classes 16, 35 and 41. (See appendix I).

拒絶理由の説明：  
先行商標に関する記述  
(添付資料 I 参照)

The refusal affects all the goods in class 16.

拒絶範囲の説明

The refusal is based on Article 14.6 of the Icelandic Trade Mark Act No. 45/1997.  
(See appendix II).

適用される法律の条項  
(添付資料 II 参照)

The holder of the right may request a review of the provisional refusal. The request shall  
be received by the Icelandic Patent Office no later than 4 months after the date of this  
notification, i.e. 16.01.2012. The request must be filed through the intermediary of a  
representative domiciled in Iceland. Please observe that the opposed registration is  
subject to full examination by the Icelandic Patent Office.

拒絶通知への応答：  
①期限：拒絶通知日から  
4ヶ月以内。  
②応答者は、アイスランド  
在住の代理人





If the abovementioned time limit expires, without a request for review being made to the Icelandic Patent Office, the holder will be notified about the final decision and informed of the possibility to appeal to The Board of Appeal for Industrial Property.

On the behalf of the Icelandic Patent Office,

Ingibjörg V. Friðbjörnsdóttir

**Attached:** Appendix I: Extract from the Icelandic Trademark Register.  
Appendix II: Article 14 of the Icelandic Trade Mark Act, No. 45/1997.

拒絶通知への応答（続き）：  
③期限内に応答しなかった場合には、最終決定とともに産業財産再審委員会への申立可能の旨通知される。

拒絶通知の担当審査官の  
名前

添付資料の名称の記載



(111) Registration number [redacted]  
(151) Date of registration: 2.11.2009  
(210) Application number [redacted]  
(220) Date of filing: 16.9.2009  
(180) Registration valid to: 2.11.2019  
(540) Trademark [redacted]  
(730) Applicant/Owner [redacted]  
(511) Classification of goods and services: 16, 35, 41.

添付資料 I : アイスランド  
登録商標からの抜粋  
先行商標に関して以下の  
情報が記載。

- 登録番号
- 登録日
- 出願番号
- 出願日
- 有効期限
- 商標名
- 名義人名称と住所
- 商品／役務の分類

#### Article 14

A trade mark may not be registered:

1. if it contains, without authorization, state emblems, official international symbols, emblems of Icelandic municipalities, official inspection or quality signs, specific names of these identifications of anything else likely to be confused with the abovementioned symbols and emblems; the prohibition shall include only official inspection and quality signs if registration of the mark is sought for the same or similar products as those for which the abovementioned signs and symbols are used;
2. if the mark is liable to cause confusion, for instance, as to the type of product, condition or origin.
3. if the mark is contrary to law or public order or likely to cause offence,
4. if the mark contains anything which may give cause to conclude that it is the name of an active commercial operation or the name or portrait of another person, providing this does not involve individuals long dead or if the mark includes a distinctive name of real property or an illustration of it,
5. if the mark contains anything which may cause it to be interpreted as the distinctive title of a protected literary or artistic work or if it infringes the copyright of another person to such work or other intellectual property right,
6. if the mark is liable to be confused with a trade mark which has been registered in this country or which has been in use here when the application for registration was filed and is still in use here,
7. if the mark is liable to be confused with a mark which may be considered to have been well known in this country at the time the application for registration was filed,
8. if the mark is liable to be confused with a trade mark which has been internationally registered, provided that this registration was valid in this country before the application was filed, cf. Article 59.

Notwithstanding the provisions of points 4-8, a mark may be registered if the consent of the trade mark proprietor or other rightholder has been given.

A trade mark for wines and spirits which implies a geographical name for wine or spirits may not be registered unless the product originates at the location in question.

## ② 暫定的拒絶通報への応答期間

- (a) 暫定的拒絶の通報に対して応答するためには、アイスランド特許庁が国際事務局に暫定的拒絶の通報を発送した日から 4 カ月以内に現地代理人を選任しなければならない<sup>154</sup> (商標法 52 条、35 条)。アイスランド特許庁の審査に基づく場合も、異議申立てに基づく場合も同じである<sup>155</sup>。

アイスランド特許庁の審査に基づく暫定的拒絶の通報について当該期間内に再審査の申立てがない場合には、国際登録の名義人は国際事務局を經由して国際登録の領域指定の一部の保護又は全部の最終的拒絶の通報を受領することとなる (共通規則 18 規則の 3(2),(3),(5))。当該最終的拒絶については、産業財産再審委員会 (Board of Appeal for Industrial Property) に上訴することができる (商標法 63 条)<sup>156</sup>。

異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報については、国際登録の名義人の応答の有無にかかわらず、異議決定が下される (商標法53条)。異議決定については上訴が可能である (商標法63条)。

- (b) アイスランドにおける代理人を選任した場合には、国際登録の名義人は、代理人を通じて、意見書を提出し、再審査を請求することができる (商標法52条)。

異議申立ての場合にも、アイスランド特許庁の異議手続における再審査のために、意見書を提出することができる<sup>157</sup> (商標法53条)。

## ③ 現地代理人の必要性の有無

- (a) 国際登録の名義人がアイスランドに居住していない場合には、アイスランド特許庁が国際事務局に暫定的拒絶の通報を発送した日から 4 カ月以内<sup>158</sup>に、アイスランドに居住する代理人を選任しなければならない (商標法 52 条 1 段落、53 条 3 段落、35 条 1 段落)。代理人は、名義人を代理して、商標に関する種々の通知とともに、召喚状を受領する権限を有しなければならない (商標法 35 条 1 項)。また、代理人に対する送達は、国際登録の名義人を拘束するものでなければならない (同上)。

---

<sup>154</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Iceland→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/is.html?part=designated>

なお、ホームページ上は延長可能となっているが、(5) ①3)暫定的拒絶の通報の例には期間の延長についての記載はない。

<sup>155</sup> 国際登録番号 1066094 「007」参照。

<sup>156</sup> (5) ①3)暫定的拒絶の通報の例 参照。

<sup>157</sup> 国際登録番号 1066094 「007」参照。

<sup>158</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Iceland→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/is.html?part=designated>

なお、ホームページ上は延長可能となっているが、(5) ①3)暫定的拒絶の通報の例には期間の延長についての記載はない。

代理人の資格については商標法、商標規則のほか、WIPOホームページ<sup>159</sup>にも特段の規定はない。

代理人の氏名及び住所は、国内登録簿に記録される（商標法 35 条 1 段落）。代理人の国内登録簿への登録又はその変更の申請は、書面により、必要な書類を添付して行なう（商標規則 18 条）。必要な書類についての記載は商標規則にはないが、委任状等が要求されると考えられる。国際登録の領域指定が国内登録簿に登録される前についても、書面による、必要な書類を添付した申請が必要であると考えられる。

(b) 代理人が辞任した場合には、アイスランド特許庁が指定する期間内に、新たな代理人を選任しなければならない（商標法 35 条 2 段落）。当該期間内に代理人が選任されない場合には、国際登録の領域指定は国内登録簿から削除<sup>160</sup>される（同上）。

商標登録の名義人の住所が不明の場合には、アイスランド特許庁による期間の指定は、特許公報に掲載される（商標法 35 条 2 段落）。国際登録の名義人の住所がアイスランド国内にない場合に、直接国外へ送付されるのか、特許公報に掲載されるのかは不明である。

(c) 国際登録の名義人の住所がアイスランド国内にない場合の商標法に基づく事件の管轄裁判所はレイキャビクの裁判所である（商標法 35 条 3 段落）。

#### ④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

名義人本人が指定商品・役務の補正手続を行うことができる場合は、その方法、様式、提出先等

国際登録の名義人本人が直接アイスランド特許庁に対して応答することはできない。名義人が直接国際事務局を通じて手続する場合は、後記⑤(3)参照。

国際登録の領域指定に対する暫定的拒絶の通報に対して応答するためには、アイスランド特許庁が国際事務局に暫定的拒絶の通報を発送した日から 4 カ月以内に現地代理人を選任しなければならない<sup>161</sup>（商標法 52 条、35 条）。アイスランド特許庁の審査に基づく場合も、異議申立てに基づく場合も同じである。

---

<sup>159</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Iceland→Miscellaneous  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/is.html?part=misc>

<sup>160</sup> 「(8) 登録後の注意事項 6」参照。

<sup>161</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Iceland→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/is.html?part=designated>

なお、ホームページ上は延長可能となっているが、(5) ①(3)暫定的拒絶の通報の例には期間の延長についての記載はない。



⑤ 暫定的拒絶通報に対しアイスランド特許庁に直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

1) 暫定的拒絶の通報に応答しない場合

アイスランド特許庁の審査に基づく暫定的拒絶の通報について、アイスランド特許庁が暫定的拒絶の通報を発送した日から 4 カ月以内<sup>162</sup>に現地代理人を選任して、再審査の請求をしなかった場合には、国際登録の名義人は国際事務局を經由して最終的拒絶の通報を受領することとなる（共通規則 18 規則の 3(3),(5)）。当該最終的拒絶については、産業財産再審委員会（Board of Appeal for Industrial Property）に上訴することができる（商標法 63 条）<sup>163</sup>。

なお、商標登録を拒絶する理由が一部の商品又は役務に関するみの場合は、登録拒絶は当該商品又は役務に制限される。この場合、アイスランド特許庁は、標章の保護が与えられる商品及び役務を表示した声明を国際事務局に通知し、国際事務局から国際登録の名義人に送付される（共通規則 18 規則の 3(2),(5)）

異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報については、国際登録の名義人の応答の有無にかかわらず、異議決定が下される（商標法 53 条）。異議決定については上訴が可能である（商標法 63 条）。

2) 直接応答後も拒絶理由が解消しない場合

アイスランド特許庁の審査結果に基づく暫定的拒絶の通報に対して再審査を請求した後、アイスランド特許庁の最終判断が下され、又は異議決定の結果、国際登録の領域指定の一部の保護又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、アイスランド特許庁は、その旨国際事務局に通知する（共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。

3) 暫定的拒絶の通報に直接応答することに代えて国際事務局に商品又は役務の限定の申請をした場合

国際登録の領域指定の全部又は一部が取り下げ、その他の理由により取り消された場合には、アイスランドにおいても、同様に当該国際登録の領域指定の保護が取り消される（商標法 55 条）。当該国際登録の領域指定の全部又は一部の取消しは、国内登録簿に記録され、特許公報に公告される（同上）。したがって、暫定的拒絶の

---

<sup>162</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Iceland→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/is.html?part=designated>

なお、ホームページ上は延長可能となっているが、(5) ①3)暫定的拒絶の通報の例には期間の延長についての記載はない。

<sup>163</sup> (5) ①3)暫定的拒絶の通報の例 参照。

通報に記載された拒絶理由が解消していれば、登録は認められると考えられる。

ただし、当該修正が国際事務局から通知されるのが暫定的拒絶の通報に対する応答期間経過後になると国際登録の領域指定の保護の拒絶が確定する可能性があるため、当該修正を申請した旨を通知しておくことが望ましいが、現地代理人を通じていない場合には、アイスランド特許庁が考慮してくれるかどうかは不明である。

#### (6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日、優先権主張を伴う場合は、優先日）から、国内の登録商標と同一の効力を有し、国際登録の領域指定については、商標法が準用される（商標法 59 条）。

アイスランド特許庁が、国際登録の領域指定の保護をアイスランドにおいて拒絶する理由がないと判断したときは、その旨がアイスランドの特許公報に公告され（商標法 52 条 2 段落）、国内登録簿に保護を請求されている商品又は役務が登録される（商標規則 31 条 3 段落）。

特許公報の公告には、国際登録の名義人の氏名及び住所、商品及び役務の区分の番号、国際登録日及び当該国際登録の国際公告が掲載されている国際事務局が発行する国際商標公報の番号が掲載される（商標規則 31 条 4 項）。

国際登録の領域指定が特許公報に公告された日から2カ月以内に、アイスランドにおける国際登録の領域指定の保護について、異議申立てができる（商標法53条1段落）。異議申立てについての決定は、異議申立人及び国際登録の名義人（代理人）に通知される（商標法53条4段落）。

アイスランド特許庁は、暫定的拒絶の通報を送付することなく、国際登録の領域指定を特許公報に公告した場合において、当該国際登録の領域指定の特許公報への公告後、異議申立てがない場合には、暫定的拒絶の通報を送付することができる期間（国際登録の領域指定が国際事務局から通知された日から18カ月）満了前、かつ、できる限り速やかに、アイスランドにおける国際登録の対象となっている標章に保護を与える旨の声明を国際事務局に送付する（共通規則第18規則の3(1)）。

また、暫定的拒絶通報送付後に、国際登録の領域指定を特許公報に公告した場合において、当該国際登録の領域指定の特許公報への公告後、異議申立てがない場合には、アイスランド特許庁における全ての手続きが完了した後に、国際事務局に次のいずれかを送付する（共通規則第18規則の3(2)）。

- (i) 暫定的拒絶は撤回され、当該標章には、保護を求めた全ての商品及び役務について当該締約国における保護が与えられる旨の声明、又は、
- (ii) 当該締約国において標章の保護が与えられる商品及び役務を表示した声明

## (7) 登録

### ① 登録簿

1) アイスランド特許庁が、国際登録の領域指定の保護をアイスランドにおいて拒絶する理由がないと判断したときは、その旨がアイスランドの特許公報に公告され（商標法 52 条 2 段落）、国内登録簿に保護を請求されている商品又は役務が登録される（商標規則 31 条 3 段落）。

2) 国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日（事後指定の場合は事後指定の日、優先権主張を伴う場合は、優先日）から、国内の登録商標と同一の効力を有し、国際登録の領域指定については、商標法が準用される（商標法 59 条）。国内出願の場合は、登録された商標は、その登録出願の日から登録商標としての効力を有する（商標法 26 条）ので、国際登録の領域指定についても、国際登録日（事後指定の場合は事後指定の日）から、効力を有することとなる。

3) 国際登録に関する修正、更新、商標の譲渡、登録の期間満了又は抹消等は、アイスランドの特許公報で公告される（商標法 60 条）。

国際登録日から 5 年間が経過した場合には、基礎出願又は基礎登録が取り消されても、国際登録の領域指定は、アイスランドでは有効である（商標法 56 条）。

### ② 登録証書の発行

アイスランド国内登録についても、公告はされるが登録証書の交付についての記載はなく、国際登録の領域指定について、アイスランド特許庁から直接登録証書等が交付されることはないと考えられる。

## (8) 登録後の注意事項

### 1) 使用終了による取消請求

利害関係者は、アイスランド特許庁に対して、商標所有者の活動が終了したことを証明して登録商標の取消しを、請求することができる（商標法 59 条、30 条 1 段落）。

当該請求は、アイスランド特許庁から国際登録の名義人（代理人）に通知され、3 カ月以内に意見を述べる機会が与えられる。当該期間内に何の連絡もない場合には、登録は抹消され、国際登録の領域指定の保護は取り消される（商標法 59 条、30 条 2 段落）。当該通知は到達を確認できる方法で行なわれるが、商標登録の名義人の住所が不明の場合には特許公報に掲載される（同上）ので、国際登録の領域指定の有効期間中は代理人を登録しておくことが無難である。

## 2) 不使用取消

- (a) 国際登録の名義人が、登録日から5年以内に又は連続して5年間、正当な理由なく、アイスランドにおいて国際登録に係る商標を指定商品又は役務に使用しなかった場合には、裁判所の判決により登録は無効となり、国際登録の領域指定の保護は取り消される（商標法59条、25条1段落）。

取消訴訟は、利害関係を有する者によって提起されるほか、アイスランド特許庁も原告となることができる（商標法29条2段落）。

商標が登録されたものと異なる場合でも当該相違が重要でなく識別性に影響しない場合、又は商標がアイスランドにおいて輸出目的のためだけに商品又は包装に使用している場合は、商標の使用とみなされる（商標法59条、25条2段落）。

所有者の同意を得た所有者以外の者による商標の使用は、所有者による使用とみなされるものとする（商標法59条、25条3段落）。

- (b) 所有者が、上記5年の期間経過後に商標の使用を開始した場合であっても、取消請求訴訟の提起前に使用を開始したのであれば、当該商標の登録は取り消されない（商標法59条、25条4段落）。ただし、取消請求訴訟が、上記5年の期間後3カ月以上経過してから提起された場合において、当該取消訴訟提起前3カ月以内に商標の所有者が当該商標の使用を開始したときは、商標の所有者が当該使用の準備を開始したときにおいて取消訴訟が提起されるであろうことを知っていたときは、当該商標は取消しの対象となる（同上）。
- (c) 国際登録の領域指定に係る商品又は役務の一部のみについて取消理由がある場合は、その一部の商品又は役務についてのみ保護が拒絶されるものとする。（商標法59条、25条5段落）

## 3) 取消訴訟

- (a) 国際登録の領域指定が、絶対的拒絶理由又は相対的拒絶理由を有する場合には、裁判所に対する取消訴訟の判決により、保護が拒絶され、又は取り消される（商標法59条、28条1段落）。絶対的拒絶理由が識別性に関するものである場合には、裁判所は、その登録後の使用について考慮しなければならない（同上）。

また、上記不使用取消の他、国際登録に係る商標が商標所有者の行為又は不作為により登録範囲に属する商品又は役務の普通名称となった場合、又は公衆を、例えば商品又は役務の種類、状態又は原産地について欺瞞する方法で使用された場合にも、裁判所に対する取消訴訟の判決により、国際登録の領域指定の保護が拒絶され、又は取り消される（商標法59条、28条2段落）。

訴訟は、利害関係者の他、アイスランド特許庁も原告となることができる（商標法59条、29条2段落）。

- (b) 下記に該当する場合は、相対的拒絶理由に基づき登録を取り消すことはできない（商標法 59 条、28 条 1 段落）。ただし、裁判所は、双方又は一方の商標を、場所の表示その他の区別できる表示の追加等をした特別の方法で使用するを命じることができる（商標法 59 条、28 条 1 項、10 条）。
- (i) 先の商標と混同を生じるほど類似している場合であっても、当該商標の登録出願が先の商標の存在を知らないで行なわれ、かつ、先の商標の所有者が後の商標の登録の日から継続して 5 年間、後の商標のアイスランドにおける使用に異議を申し立てなかったとき（商標法 59 条、28 条 1 段落、8 条）。
- (ii) 先の商標と混同を生じるほど類似している場合であっても、先の商標の所有者が合理的な期間内に後の商標の使用を禁止するのに必要な手続をおこなわなかったとき（商標法 59 条、28 条 1 項、9 条）
- 4) 商標自体が欺瞞的である場合、商標権者又は商標権者の同意を得た者が商標を欺瞞的に使用する場合、商標の譲渡又はライセンスが登録された後にその使用が欺瞞的であると判断される場合には、アイスランド特許庁又はその他の利害関係者の提訴により、裁判所は、それらの者がそのままの態様で商標を使用することを禁止することができる（商標法 59 条、40 条）。
- 5) 使用許諾の登録は、商標権者の他、使用権者の申請によっても行なわれる（商標法 59 条、38 条 3 段落）。手数料の支払いが必要である（同上）。
- 6) 商標に関する召喚状その他の通知受領の代理人の住所及び氏名の登録  
商標に関する召喚状その他の通知受領の代理人の氏名及び住所は、国内登録簿に記録される（商標法 35 条 1 段落）。代理人がいない場合又は辞任した場合には、アイスランド特許庁が指定する期間内に、新たな代理人を選任しなければならない（商標法 35 条 2 段落）。当該期間内に代理人が選任されない場合には、国際登録の領域指定は国内登録簿から削除される（同上）。

## (9) 異議

- 1) アイスランド特許庁が、国際登録の領域指定の保護をアイスランドにおいて拒絶する理由がないと判断したときは、その旨がアイスランドの特許公報に公告される（商標法 52 条 2 段落）。
- 国際登録の領域指定が特許公報に公告された日から 2 カ月以内に、アイスランドにおける国際登録の領域指定の保護について、異議申立てができる（商標法 53 条 1 段落）。異議申立てには、理由を付さなければならない（同上）。
- 異議申立書には、異議申立人及び代理人の氏名及び住所、異議対象の商標登録の

番号及び当該登録商標が公告された特許公報の発行番号、及び取消請求の主な理由を記載しなければならない（商標規則 11 条 1 段落）。

特別な場合には、アイスランド特許庁は、異議申立人に、異議を証明する更なる情報の提供のために、異議申立書提出後 1 カ月の期間を与えることがある（商標規則 11 条 2 段落）。

異議申立てがあったときは、アイスランド特許庁は、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する<sup>164</sup>（商標法 53 条 2 段落）。

- 2) 異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報に対してアイスランド特許庁に応答するためには、国際事務局による暫定的拒絶の通報の発送の日から 4 カ月以内に現地代理人を選任しなければならない<sup>165</sup>（商標法 53 条 3 段落、35 条）。

異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報については、国際登録の名義人の応答の有無にかかわらず、アイスランド特許庁は再審査を行い（商標法 59 条、22 条 2 段落）、異議決定が下される（商標法 53 条 4 段落）。国際登録の名義人から意見書が提出された場合、アイスランド特許庁は、更に当事者間で連絡をとりあう必要があるかどうかを判断する（商標規則 12 条 2 段落）。

異議申立てについての決定は、異議申立人及び国際登録の名義人（代理人）に通知される（商標法 53 条 4 段落）。

- 3) 異議申立てが認められた場合には、国際登録の領域指定の全部又は一部が拒絶され、その結論は特許公報に公告される（商標法 53 条 5 段落）。異議が認められなかった場合も特許公報に公告されると考えられる（商標法 59 条、22 条 5 段落、商標規則 12 条 4 段落）。
- 4) 異議決定が下された場合において、国際登録の領域指定の全部又は一部の保護が確定し、又は全部の保護の拒絶が確定した場合には、アイスランド特許庁は、その旨国際事務局に通知する（商標法 53 条 5 段落、共通規則 18 規則の 3(2)、(3)）。当該通知は、国際事務局から、国際登録の名義人に通知される（共通規則 18 規則の 3(5)）。
- 5) 異議決定については上訴が可能である（商標法 63 条）。

---

<sup>164</sup> 国際登録番号 1066094 「007」 参照。

<sup>165</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Iceland→As Designated Office  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/is.html?part=designated>

なお、ホームページ上は延長可能となっているが、(5) ①3)暫定的拒絶の通報の例には期間の延長についての記載はない。

## (10) 上訴

1) アイスランド特許庁による国際登録の領域指定の全部又は一部の保護の最終的拒絶、異議申立ての棄却等の決定については、当該決定の日から 2 カ月以内に、産業財産再審委員会 (Board of Appeal for Industrial Property) に上訴することができる (商標法 61 条、63 条 1 段落)<sup>166</sup>。

産業財産再審委員会の委員は 3 名からなり、大臣が任命する。委員長は、知的財産の専門弁護士で 3 年の任期で任命される (商標法 61 条、63 条 2 段落)。他の 2 人の委員は、個々の紛争について任命される (同上)。

2) 当事者が裁判所の判断を希望する場合には、アイスランド特許庁又は産業財産再審委員会の決定の日から 3 カ月以内に手続を開始しなければならない (商標法 61 条、63 条 3 段落)。産業財産再審委員会の審査を受けずに、直接裁判所に提訴することも認められているようである。

## (11) 権利行使

### ① 権利の発生時期、条件

1) 商標権は、商標法の規定に従い指定商品及び役務について登録されることにより、又はアイスランド国内において商品又は役務に商標が使用されることにより成立する (商標法 3 条)。ただし、商標法に定める要件を備えていないとみなされる商標については、たとえ使用されても、商標権が成立することはない (同上)。

もともと、使用開始時には商標法に定める識別性の要件を備えていない商標であっても、使用を通じて識別性を獲得すれば商標権が成立する (同上)。

2) 国際登録の領域指定は、その保護が拒絶されない限り、国際登録の日 (事後指定の場合は事後指定の日、優先権主張を伴う場合は、優先日) から、国内の登録商標と同一の効力を有し、国際登録の領域指定については、商標法が準用される (商標法 59 条)。国内出願の場合は、登録された商標は、その登録出願の日から登録商標としての効力を有する (商標法 26 条) ので、国際登録の領域指定についても、国際登録日 (事後指定の場合は事後指定の日) から、効力を有することとなる。

3) 商標の所有者は、次の場合に、所有者以外の他人が登録商標と同一又は類似した標章を商業的に使用することを禁止する権利が与えられる (商標法 59 条、4 条 1 段落)。

---

<sup>166</sup> (5) ①3)暫定的拒絶の通報の例 参照。上訴手数料 80,000 クローネが必要である。ただし、委員会が審理を開始する前に取り下げられた場合には、60,000 クローネが返却される (手数料規則 16 条)。

(a) 登録商標の指定商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務に使用される場合

(b) 登録商標との関係の存在を含め混同のおそれがあるとき。

なお、登録商標がアイスランドにおいて広く知られており、その使用が濫用にあたり、又は広く知られた商標の識別性や名声を減少させるような場合には、登録商標の指定商品又は役務と同一又は類似でない商品又は役務に使用することも禁止することができる（商標法 59 条、4 条 2 段落）。

4) 商標の商業的使用とは、次の行為をいう（商標法 59 条、5 条）。

(a) 商品又は包装に標章を付すこと

(b) 標章を付した商品の販売を申し込み、市場に提供し、又は市場に提供する準備をすること

(c) 標章を付した商品を輸入し又は輸出すること

(d) 商標を広告、レターヘッドに使用すること及びこれらに類似する行為をすること

部品や付属品についても、商標の所有権者のもの又は所有権者の許諾を受けたものと受取られるおそれのあるような場合には、所有権者の同意なく、指定商品の部品又は付属品に商標を使用してはならない（商標法 59 条、4 条 3 段落）。

5) 次の場合には、商標権者は、自己の商標登録の使用を禁止することはできない。

(a) 他人が公正な取引上の慣行にしている場合には、商標権者は、他人が、取引において、次のものを使用することを禁止することはできない（商標法 59 条、6 条 1 段落）。

(i) 自分の名前、不動産の名称又は自己の商号

(ii) 商品又は役務の種類、状態、品質、用途、価格、原産地（製造又は販売）その他の特徴の説明

(b) (消尽) 商標権者が、商標を使用した商品又は役務を市場に提供し、又は提供することを許諾した場合には、その後商標権者は、当該商品又は役務の使用、販売、貸与、輸入、輸出その他の頒布を禁止することはできない（商標法 59 条、6 条 2 段落）。

(c) 2 人以上が混同を生じるほど類似した商標について、個別に権利を主張する場合には、次の場合を除き、パリ条約に基づく優先権及び博覧会での展示についての優先権を考慮した上で、先の権利者が、後の権利者を優先する（商標法 59 条、7 条）。

(i) 先の商標と混同を生じるほど類似している場合であっても、当該商標の登録出願が先の商標の存在を知らないで行なわれ、かつ、先の商標の所有者が後の商



標の登録の日から継続して 5 年間、後の商標のアイスランドにおける使用に異議を申し立てなかったとき（商標法 59 条、28 条 1 段落、8 条）。

- (ii) 先の商標と混同を生じるほど類似している場合であっても、先の商標の所有者が合理的な期間内に後の商標の使用を禁止するのに必要な手続をおこなわなかったとき（商標法 59 条、28 条 1 項、9 条）

ただし、(i)又は(ii)の場合において、裁判所は、双方又は一方の商標を、場所の表示その他の区別できる表示の追加等をした特別の方法で使用することを命じることができる（商標法 59 条、28 条 1 項、10 条）。

- 6) 商標権者が要求するときは、作家、辞書、事典、教科書その他の特別の文芸書の出版社は、商標が、登録商標である旨の明示の断り書きなしで使用されないようにする義務を負う（商標法 59 条、11 条 1 段落）。もし、これを怠った場合には、合理的な方法で訂正の発行を行う費用を負担しなければならない（商標法 59 条、11 条 2 段落）。

- 7) 使用権者が、使用許諾契約に定める期間、標章、使用時期及び場所、提供する商品及び役務の品質に関する規定に違反している場合には、商標権を行使することができる（商標法 59 条、38 条 2 段落）。

## ② 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

- 1) 商標権者は、商標権を侵害する行為で、既に開始され又は明らかに開始準備されている行為の差止めを裁判所に請求することができる（商標法 59 条、41 条）。

- 2) 商標法に違反する商標の使用は、裁判所の判決により禁止される（商標法 59 条、42 条 1 段落）。故意による侵害には刑事罰が科される（商標法 59 条、42 条 2 段落）。刑事罰は最高で 3 カ月の懲役である（同上）。

罰金は、個人又は法人に科され、法人は従業員が有罪であるか否かにかかわらず罰金支払い義務を負う。従業員が有罪の場合、法人が当該侵害行為により利益を得、又はその他財産上の便益を得ている場合には、従業員の他、法人にも罰金が科される。従業員の行為が法人の業務に関連するときは、法人は従業員の罰金の支払いについて責任を負う（商標法 59 条、42 条 3 段落）。

- 3) 故意又は過失により、他人の商標権を侵害した者は、商標の使用についての相当の対価を支払うとともに、侵害により生じたその他の損害を賠償する責任を負う（商標法 59 条、43 条 1 段落）。

故意又は過失により商標権の侵害により利益を得た者は、侵害により得られたと

みなされる利益の範囲内で相当の対価を支払う義務を負う（商標法 59 条、43 条 2 段落）。

これらの訴訟は利害関係人が提訴することができ、民事訴訟の他、刑事訴訟でも請求することができる（商標法 59 条、45 条）。別段の合意がない限り、使用権者も提訴することができるが、商標権者に訴訟提起を通知しない場合には、提訴は却下される（商標法 59 条、46 条）。

- 4) 商標権侵害訴訟において、裁判所は侵害を防止するのに必要な行為を命じることができる（商標法 59 条、44 条）。具体的には、当事者が所有し又は処分権を有する商品から商標を除去することを命じ、又は、必要な場合には、商品の廃棄又は被害者への引渡し（対価がある場合とない場合がある）を命じることができる（同上）。

これらの請求は、利害関係人が行なうことができ、民事訴訟として争われる（商標法 59 条、45 条）。別段の合意がない限り、使用権者も提訴することができるが、商標権者に訴訟提起を通知しない場合には、提訴は却下される（商標法 59 条、46 条）。

## (1 2) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

### 1) セントラルアタック等により国内出願に変更した際の取扱い

- (a) アイスランドにおいて保護されている国際登録が、国際登録日から 5 年以内に、基礎出願又は基礎登録が消滅したことにより取り消された場合において、当該国際登録の名義人であった者が、同一の商標についてアイスランドでの登録を出願した場合に、次の条件が満たされる場合には、当該出願は、国際登録日又は事後指定日に出願されたものとみなす（商標法 57 条 1 段落）。当該内容は国内登録簿に記録され、特許公報に公告される（商標法 57 条 2 段落）。

(i) 国際登録が取り消された日から 3 カ月以内に出願されること

(ii) 出願は、国際登録の指定商品又は役務以外の指定商品又は役務を含まないこと

(iii) 手数料<sup>167</sup>の支払いを含め、上記以外のすべての点において、アイスランドでの商標登録出願の要件を満たしていること

- (b) アイスランドにおいて保護されている国際登録が、国際登録日から 5 年以内に、マドリッド協定議定書の加盟国がマドリッド協定議定書を脱退したことにより取り消された場合において、当該国際登録の名義人であった者が、同一の商標についてアイスランドでの登録を出願した場合に、次の条件が満たされる場合には、

---

<sup>167</sup> 国内出願の手数料は、最初の 1 区分の出願について 17,700 クローナ、2 区分目から 1 区分につき 3,500 クローナ、立体商標の場合に 2 枚目の図面から図面 1 枚につき 1,700 クローナである。1 クローナ約 0.64 円（2012 年 2 月 21 日）

当該出願は、国際登録日又は事後指定日に出願されたものとみなす（商標法 58 条 1 段落）。当該内容は国内登録簿に記録され、特許公報に公告される（商標法 58 条 2 段落）。

- (i) 加盟国の脱退が効力を生じた日から 2 年以内に出願されること
- (ii) 出願は、国際登録の指定商品又は役務以外の指定商品又は役務を含まないこと
- (iii) 手数料の支払いを含め、上記以外のすべての点において、アイスランドでの商標登録出願の要件を満たしていること

## 2) 代替の取扱い

- (a) 同一商標について国際登録の領域指定と国内登録の両方がアイスランド国内において有効であり、同一人が所有し、同一の商品を対象としている場合には、国際登録は、国内登録に代替し、国内登録に与えられていたものと同一の権利が与えられる（商標法 54 条 1 段落）。

代替は、国際登録の名義人の申請により<sup>168</sup>、国内登録簿に記録され、特許公報に公告される（商標法 54 条 2 段落）。

- (b) 2007 年に国際事務局が行ったアンケート調査に対するアイスランド特許庁の回答によると、
  - (i) 代替の申請には手数料が必要とされているが、商標規則等には手数料の支払いについての規定はない。
  - (ii) 国内登録の商品又は役務がすべて国際登録に含まれていない場合には代替は生じない。
  - (iii) 国内登録と国際登録の併存が認められる。
  - (iv) セントラルアタック等により国際登録の転換申請がされても代替した国内登録の優先日等は承継されない。しかし、代替された国内登録の登録簿に国際登録が注記されていれば、国内登録が更新されていなくとも、効力を有する。ということである。

---

<sup>168</sup> WIPOホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Iceland→Miscellaneous  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/is.html?part=misc>

### (13) 議定書に関する宣言

アイスランドは、次の宣言を行なっている<sup>169</sup>。

- 1) 暫定的拒絶の通報の送付期間を、国際事務局から国際登録の領域指定の通知を受領した日から 18 カ月に延長するマドリッド協定議定書 5 条(2)(b)の宣言
- 2) 個別手数料を賦課するマドリッド協定議定書 8 条(7)(a)の宣言
- 3) 共通規則 17 規則(5)(d)の宣言<sup>170</sup>

### (14) アイスランドに特徴的な制度

- 1) いわゆるコンセント制度がある。

相対的拒絶理由に該当する次の標章は登録されない。ただし、先の登録商標の所有者又は他の権利者の同意がある場合には、登録される（商標法 14 条 2 段落）。

- (a) 現在の取引活動の名称又は他人の氏名又は肖像と判断されるものを含む標章（商標法 14 条 4 号）。ただし、死後相当の期間が経過した個人の場合又は標章が不動産の識別性のある名称又は絵図を含む場合はこの限りでない（同上）。
- (b) 標章が保護される文学的又は美術的著作物の識別性のある名称と解釈されるものを含んでいる場合又は他人のこれらの著作物の著作権又は他の知的財産権を侵害する場合（商標法 14 条 5 項）。
- (c) アイスランドで登録されている商標又は国際登録の領域指定の時にアイスランド国内で使用されておりかつ審査時においても使用されている商標との混同を生じる標章（商標法 14 条 6 項）。
- (d) 国際登録の領域指定の時にアイスランド国内で広く知られている（well known）と考えられる商標と混同を生じる標章（商標法 14 条 7 項）。
- (e) 国際登録の領域指定の時にアイスランド国内で有効な国際登録と混同を生じる標章（商標法 14 条 8 項）。

---

<sup>169</sup> WIPO ホームページ→IP Services→Madrid System for the International Registration of Marks→about Members→Information concerning National or Regional Procedures before IP Offices under the Madrid System→Iceland→General Information  
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/is.html?part=general>

<sup>170</sup> 共通規則 17 規則(5)(d) 締約国の官庁は、宣言において、事務局長に、当該締約国の法令に従って次のことを通報することができる。

- (i) 国際事務局に通報された暫定的拒絶が、名義人によって再審査が請求されたか否かを問わず、当該官庁による再審査の対象となること、及び
- (ii) 当該再審査においてなされた決定を、その官庁に対する更なる再審査又は抗告の対象とすることができること。この宣言が適用され、かつその官庁が当該決定について関係する国際登録の名義人に対し直接通報する立場にない場合には、その標章の保護に関する当該官庁に対するすべての手続が完了していなくとも、その官庁は、当該決定の後直ちに第 18 規則の 3(2)又は(3)の規定にいう声明を、国際事務局に送付する。その標章の保護に影響する更なる決定は第 18 規則の 3(4)の規定に従って国際事務局に送付される。

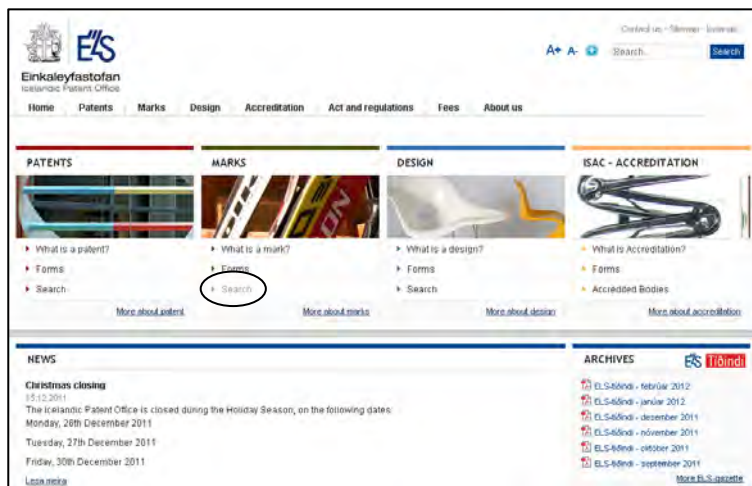
(15) アイスランド特許庁ウェブサイト等から入手可能な情報

①アイスランド商標検索システム

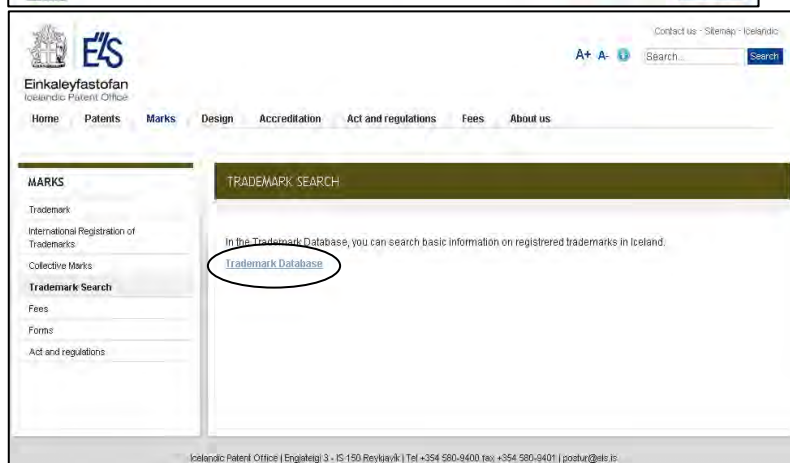
参照アドレス：<http://www.els.is/en> (英語)

(<http://www.els.is/> (アイスランド語))

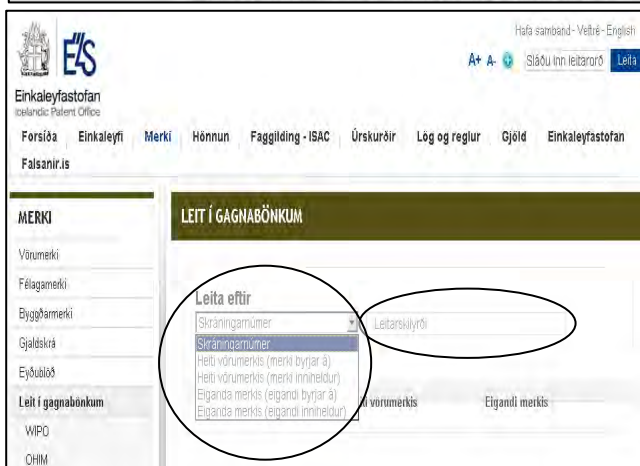
検索手順：



手順 1：  
アイスランド特許庁（英語版）のトップページ  
<http://www.els.is/en>の  
「Marks」欄の「Search」をクリック



手順 2：  
商標検索のトップページ  
「Trademark Database」をクリック



手順 3：  
アイスランド語による検索語入力欄のページ  
Leita eftir（検索条件）をリストから選択  
①Skráningarnúmer（登録番号）  
②Heiti vörumerkis（商標）  
merki byrjar áはその語から始まる場合  
merki inniheldurはその語を含む場合  
③Eigandi merkis（商標権者）  
eigandi byrjar áはその語から始まる場合  
eigandi inniheldurはその語を含む場合  
ここでは「②のその語から始まる」を選択  
次に「Leitarskiptir」欄に検索語（商標など）を入力し「Leita」をクリック

Handwritten text on the screenshot: "Leita eftir" and "Leita".

Handwritten text on the screenshot: "Skráningarnúmer", "Heiti vörumerkis", "Eigandi merkis".

Handwritten text on the screenshot: "Í leit að CHANEL fundust 5 skjöl."

#	Skráningarnúmer	Vörumerki	Birting	Gildir til dags
1	MP-833419	<a href="#">CHANEL PRÉCISION</a>	15.12.2004	05.04.2014
2	114/1971	<a href="#">CHANEL</a>	10.03.1971	17.05.2021
3	349/1979	<a href="#">CHANEL</a>		05.11.2019
4	483/1994	<a href="#">CHANEL</a>	20.04.1994	24.06.2014
5	MP-750379	<a href="#">CHANEL</a>	20.02.2002	04.12.2020

手順4 :

検索結果リスト画面  
下線のある語をクリック  
すると詳細が表示される。

- Skráningarnúmer  
(登録番号)
- Vörumerki  
(商標)
- Birting  
(公告日)
- Gildir til dags  
(存続期間満了日)

Handwritten text on the screenshot: "CHANEL PRÉCISION".

Handwritten text on the screenshot: "Vörumerki: CHANEL PRÉCISION".

Handwritten text on the screenshot: "Vöruflokkar: Class 41: Arranging and conducting of colloquiums, conferences, conventions, seminars in the field of cosmetology; arranging of beauty contests, teaching and training services in the field of cosmetology. Class 42: Cosmetological research; chemical research. Class 44: Sanitary and beauty care for human beings, beauty salons, massage, consulting services in cosmetics."

Handwritten text on the screenshot: "Myndflokkar: Eigandi: CHANEL, 135, avenue Charles de Gaulle, F-92200 NEUILLY-SUR-SEINE, Frakklandi. Umboðsmaður: Athugasemdir: Forgangsréttur: 16.10.2003, Frakkland, 033251435. Skráningin veitir ekki einkarétt á: Umsókn: 2881, Birting: 0412, Skráning: MP-833419, Gildir til dags: 25.10.2004, 15.12.2004, 05.04.2004, 05.04.2014."

Handwritten text on the screenshot: "Mynd: CHANEL PRÉCISION".

Handwritten text on the screenshot: "« Til baka í leitarmástöður".

Handwritten text on the screenshot: "Prentvæn útgáfa".

手順5 :

各商標の詳細情報のページ

- Vörumerki (商標)
- Vöruflokkar (指定商品・役務) :
- Myndflokkar (画像カテゴリー)
- Eigandi (権利者)
- Umboðsmaður (代理人)
- Athugasemdir: (コメント)
- Forgangsréttur (優先権)

表の情報

- Umsókn (出願番号と出願日)
- Birting (公告番号と公告日)
- Skráning (登録番号と登録日)
- Gildir til dags (存続期間満了日)

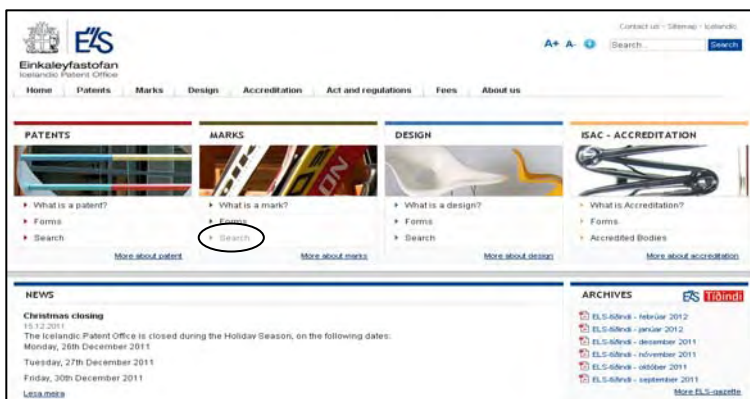


②アイスランドにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

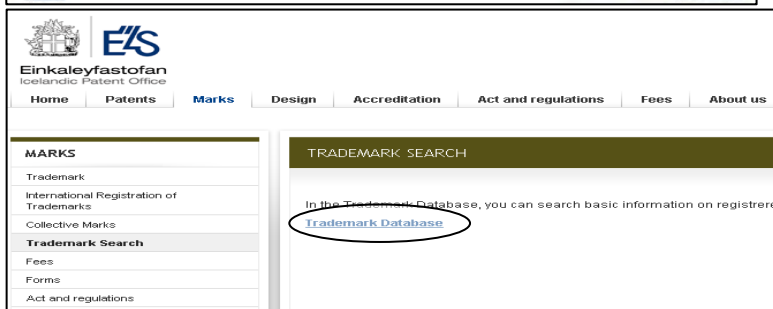
有効な商品・役務名の検索サービスは無いが、役務分類の詳細情報が得られる。

参照アドレス：<http://www.els.is/en>

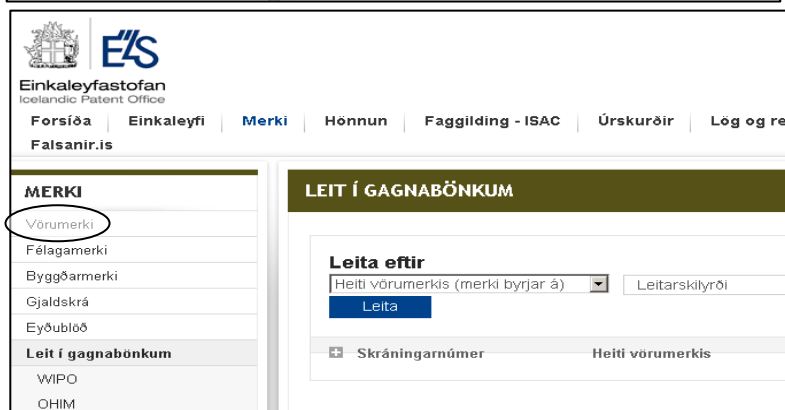
(<http://www.els.is/merki/vorumerki/flokkun/>から手順5に直接入れる。)



手順1：  
アイスランド特許庁のトップページ  
<http://www.els.is/en>の「Marks」欄の「Search」をクリック



手順2：  
商標検索のトップページ  
「Trademark Database」をクリック



手順3：  
アイスランド語による検索語入力欄のページ

左側の枠内の「Vorumerki」をクリック



手順4：  
商標解説のページ

左側の枠内の「Flokkun vörumerkja」をクリック

手順5 商標分類の解説ページ。このページの下部に、商品の分類に続いて役務の分類があり、項目をクリックすることで英語とアイスランド語の対訳表が表示される。



手順6 役務についての英語とアイスランド語の対訳表（一部分のみ表示）

Enska	Íslenska
Accounting	Bókhald, reikningshald
Accounts (Drawing up of statements of -)	Bókhaldsuppgjör
Advertising	Auglýsingaþjónusta
Advertising agencies	Auglýsingastofur
Advertising by mail order	Auglýsingastarfsemi með pósti
Advertising material (Updating of -)	Auglýsingaefni, uppfærsla
Advertising matter (Dissemination of -)	Auglýsingaefni, dreifing
Advertising space (Rental of -)	Auglýsingarými, leiga á
Analysis (Cost price -)	Greining á hlutfalli kostnaðar og verðs
Answering (Telephone -) [for unavailable subscribers]	Sjálfvirk símsvörun [fyrir áskrifendur sem ekki er hægt að ná í]
Appraisals (Business -)	Mat, viðskipta
Arranging newspaper subscriptions [for others]	Dagblaðaáskriftarþjónusta [fyrir aðra]
Artists (Business management of	Listamenn, umboðsþjónusta fyrir